

2009年11月5日

「インドネシア :

一次産品輸出時の輸出信用状(L/C)使用義務化を2010年7月1日に延期」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

インドネシア政府は、10月30日付の商業相令で「一次産品(パーム油、鉱物、ゴム、カカオ、コーヒー)輸出時の輸出信用状(L/C)使用の義務化を2010年7月1日まで延期」することを発表しました。

1. 今回の発表

インドネシア政府は、10月30日付の商業相令(57/M-DAG/PER/10/2009)を出し、11月1日から実施予定だった「一次産品(パーム油)、鉱物(スズを含む)、ゴム、カカオ、コーヒー)輸出時の輸出信用状(L/C)使用の義務化」を2010年7月1日まで延期することを発表した。

2. これまでの経緯、今後の展開

本件は、当初2009年1月5日付で、上記一次産品輸出時のL/C使用を3月5日から義務付けるとしていたもの。規制導入の背景には、1. 輸出代金のインドネシア国内への還流、2. 最近の国際的な一次産品価格低下等の影響で輸入者からの代金の回収が困難になるリスクから、インドネシア国内の輸出者を保護すること、があるとみられている。

その後、当初実施予定日の3月5日商業省はプレスリリースを出し、実施日の4月1日への延期を発表。さらに、商業相令(10/M-DAG/PER/3/2009)で詳細を発表した。4月1日からのL/C使用対象の品目を鉱業品、スズ、パーム油の3品目とし、残りのゴム、カカオ、コーヒーについては、9月1日から実施するとしていた。

さらに、8月31日付の商業相令で、対象となる全品目(パーム油、鉱物[スズを含む]、ゴム、カカオ、コーヒー)について、L/C使用の実施を11月1日まで延期することを発表していた。既に輸出信用状以外の決済方法で契約している会社が多数存在することや、報告制度がうまく機能していないことが理由とみられていた。

今回の発表では、再度の実施延長となり、実施は2010年7月1日となった。

なお、本令の対象となっている品目を輸出する場合は、商業省への月次実績報告義務は継続する。

《参照サイト》

インドネシア商業省 <http://www.depdag.go.id/index.php?option=regulasi&task=detail&id=1159&file=htm>

《参考レポート》

「AREA Report 192 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状使用を義務化」2009年1月21日

「AREA Report 195 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状使用義務化につき内容を変更」2009年3月10日

「AREA Report 196 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状(L/C)使用義務化の商業相令」2009年4月3日

「AREA Report 206 インドネシア：一次産品輸出時の輸出信用状(L/C)使用義務化を11月1日に延期」

2009年9月7日

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部CIBグループ 北村広明
E-mail:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。
- ・ 実際の適用につきましては別途インドネシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。